

「知的財産権侵害訴訟において被告が原告の権利濫用を理由として合理的な支出の賠償を請求する問題に関する最高人民法院の回答」はすでに2021年5月31日に最高人民法院審判委員会第1840回会議において採択されたので、ここに公布し、2021年6月3日から施行する。

最高人民法院
2021年6月3日

法釈〔2021〕11号

知的財産権侵害訴訟において被告が原告の権利濫用を理由として合理的な支出の賠償を請求する問題に関する最高人民法院の回答
(2021年5月31日最高人民法院審判委員会
第1840回会議において採択、2021年6月3日施行)

上海市高級人民法院 御中

貴院の「知的財産権侵害訴訟において被告が原告の権利濫用を理由として合理的な支出の賠償を請求する問題に関する意見伺い」（滬高法〔2021〕215号）を拝読した。検討の結果、次のとおり回答する。

知的財産権侵害訴訟において、被告が、原告の提訴が法律に定める権利濫用によるその合法的な権益の損害を構成することを証明する証拠を提出し、当該訴訟により支払った合理的な弁護士費用、交通費、食事・宿泊費等の支出の賠償を法により原告に請求した場合には、人民法院は法に基づいて、これを支持する。被告は別途訴訟を提起し、上述の合理的な支出の賠償を原告に請求することもできる。

出所：2021年6月3日付最高人民法院ウェブサイト記事
<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-307061.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などができる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。